

長寿(後期高齢者)医療制度について

平成20年4月から長寿(後期高齢)医療制度が始まり1年になります。これまでの間、保険料については、国の特別対策による軽減措置や口座振替選択制の導入等、制度の見直しが行われました。見直しに伴い、平成21年度の保険料は次のようになります。

平成21年度保険料

平成21年度の保険料額の決定通知書や納付書は7月上旬に送付します。

$$\text{保険料(年額)} = \left\{ \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{平成20年中の総所得金額等 - 33万(基礎控除)} \end{array} \right\} \times 9.24\% + \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 50,935 \text{円} \end{array}$$

(限度額50万)

年度途中で資格取得あるいは喪失した場合 保険料額 = 保険料(年額) × 資格月数 / 12

保険料の軽減 世帯所得が一定基準以下の人、長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった人については、保険料が軽減されます。

均等割の軽減 平成20年度は国の見直し方針に基づき、7割軽減対象者【33万円(基礎控除額)以下】は軽減割合が8.5割へと一律に拡大されました。平成21年度は、8.5割軽減が、7割軽減と9割軽減にわかれるため、前年中の所得状況に変動がない場合であっても軽減割合が変わります。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注1)の合計額
9割軽減	5,093	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
7割軽減	15,280	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	25,467	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円 × 被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	40,748	【33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者数】以下

注1: 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。

所得割の軽減 公的年金収入額が211万円以下の人など、平成20年中の総所得金額等が91万円以下の人は、平成20年度と同様、所得割額が50%軽減されます。

高齢者夫婦(2人)世帯

夫(85歳)年金収入のみ 201万(所得81万)
妻(75歳) " 79万(" 0) の場合

$$\begin{array}{l} \text{夫の保険料} \\ 62,920 \text{円} \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等が91万円以下なので50\%軽減)} \\ \text{(81万 - 33万) \times 9.24\% \times 50\%} \\ 22,176 \text{円} \text{(1円未満の端数は切り捨て)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(夫婦の軽減対象所得金額が67万円なので2割軽減)} \\ 50,935 \text{円} \times 80\% \\ 40,748 \text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{妻の保険料} \\ 40,740 \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{所得なし} \quad 0 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 40,748 \text{円(2割軽減)} \end{array}$$

高齢者単身(1人)世帯

高齢者(75歳)年金収入のみ 79万(所得 0) の場合

$$\begin{array}{l} \text{保険料} \\ 5,090 \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{所得なし} \quad 0 \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{所得なし} \quad 5,093 \text{円(9割軽減)} \end{array}$$

長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日に被用者保険の被扶養者であった人の保険料軽減

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。
国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

長寿(後期高齢者)医療制度加入日から2年間は保険料「所得割」の負担はなく、平成21年度は「均等割(年額50,935円)」が9割軽減されます。したがって、平成21年度の保険料は年額5,090円となります。

保険料の納付方法

保険料は特別徴収と普通徴収のどちらかの方法で納めます。原則、特別徴収（年金にて納付）ですが、年金の額等によっては、普通徴収（納付書や口座振替）で納めます。

特別徴収：年金での納付

年金が年額18万円以上の人（介護保険料との合計額が年額の2分の1を超える場合は除く）

仮 徴 収			本 徴 収		
平成21年 4 月	6 月	8 月	10月	12月	平成22年 2 月
前年の所得が確定するまでは仮算定した保険料を納めます。			前年の所得が確定後、年間保険料額から仮徴収額分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

見直されました

年金での納付の人でも口座振替に変更することができます。口座振替での納付を希望される人は、被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参のうえ、市担当窓口にて手続きしてください。年金での納付が中止されるまで、2か月程かかりますので、手続きはお早めをお願いします。*口座から振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、十分ご注意ください。

普通徴収：納付書や口座振替での納付

年金が年額18万円以下の人。介護保険料との合計額が年額の2分の1を超える人。年度途中で保険料が減額変更され特別徴収が中止になった場合。

H21. 7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	H22. 1 月	2 月	3 月
前年の所得が確定後、年間保険料額を9回に分けて納めます。								

■後期高齢者健康診査の実施について

福岡県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病を早期発見し、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的として、後期高齢者健康診査を実施します。被保険者全員及び4月に75歳になる人には、4月20日から受診票を発送する予定です。健診の対象となる人は、受診票に同封する実施機関一覧表の中から受診したい医療機関等を選んで受診してください。

5月以降に75歳になる人には、誕生日の10日前後に受診票を発送しますので、誕生日以降に受診してください。

●健診の対象者

福岡県後期高齢者医療の被保険者で、次の項目に該当しない人を対象とします。

現在、生活習慣病の治療中で、医学的管理の一環として主治医から必要な検査や投薬を受けている人

施設に入所又は入居している人（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設の指定を受けた有料・軽費老人ホーム等）

病院等に6か月以上継続して入院している人

同一年度内に、既に特定健診や職場の定期健康診断を受けた人

●受診できる場所

受診票に同封する実施機関一覧表の中から受診したい医療機関等を選び、電話で予約をして受診してください。

●受診する時に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・受診票・自己負担金（1人500円）

●受診できる期間

4月20日～平成22年3月31日まで

●健診の内容

問診・診察・身体計測（身長・体重・BMI）・血圧測定・血液検査（中性脂肪・コレステロール・肝機能・空腹時血糖）・尿検査

●問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎092-651-3111

本年度中に75歳になる人で、誕生日の前に健康診査を受けたい人は、特定健康診査が受診できますので、現在加入している健康保険（国民健康保険及び被用者保険等）へお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課 医療・年金係 ☎72-2111 内線422